

午後 3 時 15 分開議

瘡師富士夫委員の質疑及び答弁

永森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

瘡師委員。あなたの持ち時間は60分であります。

瘡師委員 本予算特別委員会最後の質問者となりました。あと小1時間ほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

私のほうからも、まず能登半島地震に関連した質問をしたいと思ひます。地震発生時、自宅におりました私は、あまりの衝撃に凍りつきました。まさか、ということで、自分も根拠のない安全神話にとらわれていた一人であったと気づかされました。

その後、消防団長として消防署へ行き、地域の被害状況の把握も含めて地区内巡回を全分団に要請したところ、夜の7時頃だったと思ひますが、庄川方面隊長から「庄川水記念公園に高岡市と射水市から避難されてきた御家族が10家族いらっしゃいます。近くで開設した避難所へ誘導しました」と報告がありました。それを聞きまして、庄川まで避難させてしまうような、それほど大きな地震であったということを改めて認識しました。

その後、日を追うごとに震源地である石川県での壊滅的な状況であるとか、富山県の状況を知ることとなりました。私からも、お亡くなりになられた方々、御遺族にお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの御家族にお見舞いを申し上げます。また、被災地それぞれの立場で復旧支援に御尽力をいただいております多くの方々に敬意を表し、感謝を申し上げたいと思ひます。また、富山県においては、新田知事をはじめ県当局の皆さん方、災害対応、被災

地の支援、本当にお疲れさまですとねぎらいを申し上げたいと思っております。

それでは、まず災害救助法の適用について伺いたいと思います。

能登半島地震では広範囲で被害が出ていることから、石川、新潟、富山、福井の4つの県で災害救助法の適用が決められ、富山県では魚津市、入善町を除く、震度5弱以上を観測した13市町村に災害救助法が適用されました。

これは震度の差によって線が引かれたのかなと推測をいたしております。富山県のようなコンパクトな県においては、被害が県内どこにでも発生する可能性がありますので、被災者への支援は、これこそまさにワンチームとなって、県と市町村が足並みをそろえるべきものではないかと思えます。

そこで、災害救助法の適用については、面的な適用を内閣府に強く求めるべきではなかったのかなと考えるものであります。結果的に、災害救助法の適用の有無により、被災者への支援に差は生じなかったのか、まず武隈危機管理局長に伺います。

武隈危機管理局長 災害救助法ですが、都道府県知事が国の示す基準に基づきまして、市町村単位で範囲を定めて適用を決定することとされております。今回の地震では発災直後に国と協議を行いまして、本県では県下一律の適用を希望しましたが、これに対して国からは、石川県や新潟県などを含め、震度5弱以上の地域を対象にするという基準が示され、やむなく魚津市、入善町を除く13市町村の適用を判断いたしました。

県では災害救助法を適用できなかった魚津市、入善町においても被災状況に応じた必要な被災者支援を行っており、両市町からは、

避難所運営経費を市町で負担していることを除きまして、適用市町村とほぼ差はなく、支障は感じていないと聞いております。

また、県では今回の震災において、被害の程度が同じであれば、支援も同じであるべきだという考えの下から、1月に松村防災大臣が来県されたところですが、防災大臣をはじめとしまして、政府・与党に要望し、融資のセーフティネット保証4号につきまして、これまで災害救助法適用市町村のみが対象であった制度ですけれども、これを県内全市町村に適用することにしていただいたところでございます。

委員御指摘のとおり、比較的コンパクトな本県におきましては、震度による一律の適用ではなく、飛び地のない面的一体性を持った適用が必要という意見をいろいろなところからお伺いしております。

県としましては、石川、新潟両県とも連携をとりながら、今回の災害を踏まえた適切な法律の運用について、改めて内閣府と協議してまいりたいと考えております。

瘡師委員 今ほど、その適用単位は、市町村単位であって、その適用を決める大きな目安というのが、震度の観測値になるのだろうと思います。

そこで、震度を観測する震度計についてであります。

地震情報は地震災害が発生した際、被害の推定、迅速かつ適切な初動体制や広域応援体制の確立など、地震防災上不可欠なものとなっています。

その地震情報に連動する震度観測点は、平成の合併前の市町村ごとに少なくとも1か所に配置されておりますが、同じ自治体エリアでも観測点が違えば、観測に差が出てしまいます。例えば今回の能

登半島地震における南砺市の場合、気象庁が公表する震度観測点は南砺市に9か所ありますけれども、震度5強を観測したのが1か所、震度5弱が7か所、震度4が1か所となっており、また富山市においても沿岸部と中山間地域では観測に差が生じております。

したがって、震度計の設置箇所が少ない自治体エリアにおいては、それだけ揺れの把握に粗さが出るのは否定できないのではないかと思います。

そこで、地震の揺れをより正しく把握し、的確な初動体制を図るために、本県の地域防災を統括する危機管理局として、震度計の増設を気象庁に働きかけてはと考えますが、危機管理局長の所見を伺います。

武隈危機管理局長 現在県内では、震度計は県設置分が28地点、気象庁設置分が8地点、防災科学技術研究所——これ略して防災科研と申しますが、文部科学省の外郭団体でございます——この防災科研が設置する分が9地点、合計45地点、震度計が設置されております。

このうち都道府県が設置する震度計ですが、阪神・淡路大震災を契機としまして、地震による被害状況の早期把握と迅速な初動対応の実施を目的として、1市町村1観測地点を原則として、消防庁の補助事業を使って整備をしております。

その際、気象庁及び防災科研の震度計が既に設置されている市町村については、それらを活用することとされまして、そうしたものも併せまして、本県では平成9年4月に全市町村への震度計の設置が完了しております。

また、気象庁及び消防庁が平成21年にまとめました震度に関する検討会報告書によりますと、地方公共団体が設置する震度計の設置

基準として、平成の大合併前の市区町村ごとに少なくとも1か所は整備すること。また、1市区町村内に人口集中地区、または、新たに大規模な開発地域がある場合には、1つの震度計から10キロ以上離れている地域にも震度計を設置することという考え方が示されております。

本県では、このように設置基準による整備が既に完了しております。震度計増設というのはかなり難しいのではないかと考えておりますけれども、委員御指摘のとおり、観測地点が違えば計測に差が出まして、市町村などの災害対応に影響があった可能性もございます。

こうした点も踏まえまして、県としては今回の災害対応を検証する中で、もし、地震の観測体制に問題があるということが分かれば、速やかに気象庁をはじめ、国に対して、震度計の増設等を相談してまいりたいと考えております。

瘡師委員 要望にはきりのないところだと思いますけれども、せめて1自治体に、平野部と、中山間地域に近いところとに震度計があってもいいのではないかと私は思っております。どうもありがとうございました。

次に被害想定調査について質問をいたします。

能登半島地震の教訓を踏まえ、新たな地域防災計画の策定が急がれております。その前提として重要とされるのが、被害想定であります。地震被害想定は、地域で発生しうる切迫性の高い地震に対して、その被害の様相を事前に把握しておくことで、有効な予防、応急復旧対策を図ることを目的に策定する防災計画の基礎的資料となるものであります。

本県では、平成23年度に呉羽山断層帯、平成29年度に砺波平野断層帯西部、また、森本・富樫断層帯そして邑知潟断層帯の被害想定調査が実施されました。

しかし、国の地震調査研究推進本部が公表する活断層の長期評価において、30年以内の地震発生確率が3%以上のSランクとされている砺波平野断層帯東部の被害想定調査は、いまだ行われておりません。

被害想定調査の実施主体について、砺波市が国に確認したところ、長期評価や広範囲の災害が想定される地震、例えば南海トラフのような地震は国で実施するが、各地域の活断層については、県や地方自治体で実施されたいといった報告を受けたそうであります。

そこで、砺波平野断層帯東部の被害想定調査は県において早急に行われるべきと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 砺波平野断層帯東部は、本県の主要活断層の一つです。政府の地震調査研究推進本部の長期評価によると、想定される地震の最大規模は、マグニチュード7.0程度、30年以内の地震発生確率は0.04%から6%となっておりまして、委員がおっしゃるように、県内では呉羽山断層帯と砺波平野断層帯東部の2つが、いわゆるSランクということになっております。また、この規模の地震が発生した場合の県内での最大震度は6強と予測されます。

本県の被害想定調査は、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層及び砺波平野断層帯西部、また、本県に隣接する森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯を震源とする地震について、建物の耐震状況や国の調査研究に関する知見などを踏まえ、調査を行っております。

しかし、砺波平野断層帯東部については、県が実施する被害想定

調査の精度を高めるために必要となる、国による調査がいまだ行われていないことから、これまで国に調査の実施を要望してまいりました。

県としては、発生可能性のある大規模な災害を予測して被害を想定し、そうした科学的根拠に基づいて、県民に災害への備えを呼びかけ、適切な防災対策を推進することが重要と考えております。

このため、引き続き国による早期の調査実施を強く要望するとともに、また国任せにするのではなく、県としても専門家の意見を聞きながら、どのような調査ができるか検討を進めてまいります。

瘡師委員 国に任せておいても時間が経過していくばかりでございますので、ぜひ今回の地震の記憶が風化しないうちに、できるだけ早く実施していただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、一昨日、山崎委員が質問されました内容に近いのですが、改めて防災士について伺いたいと思います。

災害発生直後では、自分で自分の命を守る自助、そして、それぞれの地域ごとの判断による自主防災組織、共助の活動が必要であります。その中心的な役割を担う存在が、防災に関するスキル、専門知識を持った防災士であります。

防災士の主な活動としては、平常時では地域における防災知識の啓発、災害発生時では避難誘導、災害対策本部や避難所運営の総括サポートなどの率先した行動であります。

今回の地震応急対応においても、防災士のリーダーシップが発揮された地域においては、自主防災組織が機能されたと伺っております。また今後、各自治会単位で策定が望まれる地区防災計画に関しても役割は大きいと考えます。

富山県の防災士数は、近隣の石川県、福井県と比べると格段に少なく、人口当たりの人数でも全国20位にとどまっており、数的な確保も課題であります。今後は資格取得にとどまらず、能登半島地震の教訓を踏まえ、さらなる知識、技能の向上を図る必要があると考えます。

令和6年度に防災士スキルアップ研修事業が予定されていますが、より専門性を高める研修としてどのように取り組んでいかれるのか、危機管理局長に伺います。

武隈危機管理局長 今回の地震に関する県と市町村との振り返り会議では、防災士の対応につきまして、自発的に公式LINE等から情報を入手し、主体的に避難所運営を行った地域があったという意見がございました。

その一方で、災害時にどのように活動してよいか、防災士さん自身が分からなかったですとか、地域によって活動に差があった、自主防災組織の活性化のためにも防災士の養成が必要、といった課題も聞かれました。

今回の震災を経験しまして、大規模災害時における共助の重要性と併せまして、共助を担う防災士など、防災人材の育成の必要性を強く感じたところでございます。委員から御紹介があったとおり、県では新年度、防災資格の取得者を対象としまして、災害時の防災リーダーとして活躍いただくためのスキルアップ研修を新設することとしております。

この研修では、防災に係る専門的な知識や技能の習得はもとより、被災地と研修会場をリモートで結びまして、災害対応従事者や被災者から直接災害現場の実情を学んだり、また、HUGなどの避難所

運営ゲーム等を使いまして、避難所運営のノウハウを地域住民の方に教えるための指導者研修ですとか、避難所の開設や運営をロールプレイングで実践し身につける研修など、専門性を高める実践的な研修によって、防災士のさらなる知識や技能の向上を図りたいと考えております。

県としては、市町村や県防災士協会と連携いたしまして、防災士のスキルアップに取り組むことで、地区防災計画の策定促進にもつなげるなど、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

瘡師委員 防災士の役割は大変大きいと思います。

私も知人に何人か知っておりますが、経験を積んだ防災士の皆さん方は、既に地区内でアンケート調査をされ、1月中に調査結果を回収して、次の防災に役立てようと努力されております。

自主防災組織の中で、防災士は今はアドバイザー的な存在ですが、今後大きな影響力を発揮できる防災士の養成に、ひとつ御尽力をいただきたいなと思います。どうもありがとうございました。

次に、多文化共生について伺いたいと思います。

本年1月1日時点で県内の外国人住民数は2万1,917人となり、2年連続で過去最多を更新しました。近隣の石川県や福井県と比べても5,000人以上多い数であり、その背景としては、本県では企業の労働力不足を外国人材で補おうとする取組が進んでいると見込まれます。また、外国人材に来てもらわなければ、社会経済は成り立たない時代に来ていると感じるわけであります。

国では、管轄官庁が違う技能実習制度と特定技能制度の課題を改善し、新しい制度の創設も進められております。それを基に受入れ

体制を整える必要性に迫られているわけでありますが、受け入れる側に求められる、以前からの変化ですよね、それは大きく3つのテーマがあります。1つ目は、外国人の人権保護、2つ目は外国人のキャリアアップ、3つ目は、安全・安心の共生社会、これらが主なテーマと国は示しております。

特に安全・安心の共生社会という点では、仕事だけではなく、外国人を地域社会の一員として受け入れ、距離感を持たずに接していくことが共生社会の第一歩だと思っております。

県は、外国人住民の暮らしやすい環境を整えるために、外国人ワンストップ相談センターを開設し対応されてきましたが、これまでの成果をどのように評価されているのか。また、能登半島地震を踏まえた、県災害多言語支援センターにおいて、どのように外国人住民を支援していかれるのか、広島生活環境文化部長に伺います。

広島生活環境文化部長 令和元年6月に開設いたしました外国人ワンストップ相談センターの相談件数は、元年度、6月からですから、10か月になりますけど477件。これが4年度では1,704件となっております。5年度も2月末で1,500件を超すということで、大体同じトレンドかなと感じております。

4年度の内訳を御説明いたしますと、外国籍の方からの相談が7割以上の1,307件を占めておりまして、内容といたしましては、多言語対応が可能な病院の紹介、また外国籍の児童生徒の保護者から通訳の依頼があったりする、そういうような状況で、生活に関連するものが多くなっております。外国籍の方々の安全・安心な暮らしを支える上で、一定の役割を果たしているものと認識しております。

このたびの能登半島地震では、このワンストップセンターを県災

害多言語支援センターとしても位置づけた形といたしまして、1月の2日、3日及び続く3連休の6日から8日、この時期も臨時に開設いたしまして、外国人の相談対応や多言語による情報提供を行いますとともに、センターの職員と県職員が一緒になって避難所を巡回しまして、外国人の方から避難生活に関する相談を受けたり、市役所など関係機関との連絡調整にも当たったところでございます。

関係者の方からは、1月2日から速やかに開催したことは評価できるというお褒めの言葉がある一方で、センターを臨時開設していることについて、その周知があまり図られてなかったのではないかと、より広く外国人住民に発信すべき、との御意見もいただいているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、新年度におきましては市町村担当者会議の場などを活用しまして、今回の発災後の対応を振り返りますとともに、今後に向け災害情報の発信方法、また、提供すべき情報の内容、そのほか実践的な避難訓練などについても意見交換したいと考えております。

引き続き、日常生活も含めまして、外国人の安全・安心な多文化共生社会の実現に向け、必要な改善点に対応するなど取組を進めてまいります。

瘡師委員 対応の中では、やはりその言葉と文化の違い、習慣の違い、そういうものが大きいのだらうと思います。それを乗り越えていくためには、日頃からの日本語の教育が基本にあるのだらうと思います。

そこで2問目は、外国人住民が働きやすい、暮らしやすい環境を整える上で最も必要となるのは、日本語教育の充実であり、共生社会実現のための大きな要素ではないかと思っております。

日本語を正しく理解できることで、仕事上での不要なトラブルを回避することができますし、また、行政や地域のお願い事をきちんと理解できれば地域社会になじみやすくなるのは間違いないところでもあります。

県内で増加傾向にある外国人住民が、地域社会の一員として活躍できるよう、日本語教育の環境をさらに整える必要があると考えますが、どのように取り組むのか、生活環境文化部長に伺います。

広島生活環境文化部長 本県の外国人住民数、先ほど委員も触れられました。本年の1月1日現在で2万人を超えて過去最多となっております。こうしたことから、生活支援としましての日本語教育の環境整備、この重要性が増しております。

県では、これまで関係団体や有識者からなります日本語教育に関する総合調整会議を設置しまして、地域の特性や外国人の方々の実態に基づき、課題や方向性を協議してまいっております。この協議を踏まえた取組としまして、まず、日本語の基礎力が十分でない方を対象としまして、初期日本語講座を開催しておりますほか、県内各地域に存在し、主にボランティアの方々により運営されております日本語教室、こちらに対しまして、地域日本語教育コーディネーターによって授業内容のアドバイスをっております。また、このほか県生活者日本語講師会による講師による、ボランティアの方々へのスキルアップ指導などの支援にも取り組んでいるところでございます。

この総合調整会議で、お住まいの場所が日本語教室会場から遠距離であるという理由で、特に冬場の受講を断念している事例があるという御意見もいただいているところでございます。

このため新年度には、試行的にですが冬場において、先ほど触れました県主催の初期日本語講座をオンラインで開催し、受講を希望される方がどの程度おられるかを把握し、また、講座の内容の理解度を検証するなど改善も検討していきたいと考えております。

市町村や関係機関との連携というのがポイントにもなろうかと思いますが、外国人住民の方が地域社会の一員として活躍できるよう、より効果的な日本語教育の環境整備に努めてまいります。

瘡師委員 観光客として外国人の方が富山県にたくさん訪れておりますけれども、インバウンドのおもてなしもそうですが、住む場所としても外国人に選ばれる、そういう富山県であってほしいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、外国人児童生徒への支援についてであります。

急速な少子化の進展により、県内の児童生徒数、これは小中高合わせてですが、この25年間減り続け、約4万人も減少しています。

一方、文部科学省の学校基本調査によれば、県内の外国人児童生徒の数は2023年で990人、同期間にその数は3倍に増えております。この数には、不就学の子供、外国籍の子供は義務教育の対象ではありませんので、そういった学校に通えてない方や、日本国籍を持っているが日本語教育を必要とする子供の数は含まれていませんので、外国にルーツを持つ子供は、その数以上に増えていると言えます。

また、制度の切替えによって、家族を帯同できる外国人労働者が増えれば、右肩上がりの傾向は今後も続くと思込まれます。学校において日本語指導が必要な外国人生徒を受け入れる際には、異なった文化を互いに理解するとともに、相互に助け合う、そういった態度、資質を育むことが大切です。しかしながら、担任教師には負担

が重くのしかかります。

そこでサポートに入っていただくのが、日本語指導担当教員や外国人相談員の方々であります。日本語の習得はもとより、母語を使った相談により、外国人児童生徒や保護者の学校生活や進路に関する悩みの対応に当たるなど、その役割は大変大きいと伺っております。その一方で、日本語指導担当教員や外国人相談員の不足、確保、育成を課題とする自治体が多いという現実がございます。

そこで、本県の外国人児童生徒への対応状況をどのように認識しておられるのか、また今後も増加する外国人児童生徒への支援の充実にどう取り組まれるのか、荻布教育長に伺います。

荻布教育長 県教育委員会では、外国人児童生徒の個別の状況に応じた指導を行うため、日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校に日本語指導担当教員を30名——これは小学校23名、中学校7名ですが——配置しております。

配置校からは、一人一人の実態に応じた個別の指導計画を作成して指導することで、基礎的な日本語や生活習慣が身につく、コミュニケーションがとれるようになってきているとか、児童生徒の語学力に応じて学習用語の説明を補うことで、基礎的な学力が向上したなどの成果が報告されているところでございます。

また、児童生徒の母語による相談に当たる外国人相談員を105校、小学校72校、中学校33校に配置し、外国人児童生徒と保護者への教育相談などに対応をしているところであります。

さらに、日本語指導担当教員などの指導力の向上を図るため、児童生徒への指導や支援などに関する実践講座を開催いたしておりますほか、就学や学習指導などに関する留意点などをまとめた手引を

——これは平成6年から毎年作成をし——各学校に配布をしているところでもあります。

また、令和4年度からは、県内3市の公立小学校3校をモデル校に指定をしまして、外国人児童生徒教育コーディネーターを配置して、校内の指導体制の整備や近隣校への相談・助言などの支援も行っているところです。

今後とも外国人児童生徒の増加が見込まれますことから、児童生徒への支援のための定数措置の充実について、引き続き国に強く働きかけをするとともに、日本語指導担当教員や外国人相談員を対象とした研修を充実させるなど、人材の育成にも努め、外国人児童生徒への支援充実に取り組んでまいりたいと考えております。

瘡師委員 富山県は外国人の方が富山市、それから高岡市、射水市でほぼ7割ということですが、外国人散在地域と言われていまして、同じ市の中でも、各自治体にばらばらに散らばって居住しておられるという傾向があります。

したがって、同じ市町村にある学校でも、外国人児童生徒がいたり、いなかったり、1人だったり2人だったりということで、なかなか対応が難しいのかなと思いますけれども、将来的には富山県民として活躍していただきたいわけですので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、外国人児童生徒の高校進学についてであります。

県内の外国人児童生徒の990人のうち、高校生の数は113人と極端に少なく、現状として、高校への進学のための入試突破は、日本語を母語としない外国人生徒にとって非常に困難であるという数字を表しております。

また、県内の外国人高校生数は年々増えていますが、増加分のほとんどを私立高校が請け負っているということも、文部科学省の学校基本調査から読み取れてまいります。

日本語というフィルターのみで、外国にルーツを持つ子供の学びの機会が断たれ、本来持っている力を発揮することも伸ばすこともできずにいるのは、富山県にとって損失だと思います。日本語のハンデを補うような試験方法、日本語のフィルターをかけずに生徒の能力や可能性を見極めるような、多様な評価指標、評価基準による入試選抜方法が求められます。

文部科学省は、各教育委員会に公立高校の外国人生徒向け定員枠の設定を求めています。本県より外国人住民数の少ないお隣の石川県では、2024年入試から全日制7校、定時制6校で定員枠を設けました。入学後の対応に難しさがある中で、石川県ではサポート体制が整えられたと理解をいたします。特定の高校のみに定員枠を設けることが望ましいかどうか議論の余地はありますが、本県と石川県の公立高校入試の対応に地域差を感じてしまいます。

本県において、外国にルーツを持つ生徒が自分の関心や適性に応じて学校選びができるよう、県総合教育会議等の場で検討してはどうかと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 県内に居住する外国人が増加しております。外国にルーツのある方が地域社会の一員として安心して暮らし、活躍できる多文化共生の地域づくりを推進することは大切だと考えております。

教育委員会においては、これまでも外国人生徒のための高校進学に関する説明会において、各種制度の説明や相談に応じることによって、外国にルーツを持つ生徒が自分の関心や適性に応じて高校を

選択できるよう対応してまいりました。

一方で、石川県の入学者選抜では、本県でも実施しているルビ振り対応だけでは生徒の日本語の能力や適性などを測る難しさもあり、外国人生徒等に係る特別入学枠を設けたと聞いています。外国人生徒に係る特別入学枠については、県立高校教育振興検討会議において全国の導入状況や先行事例などもお示しをし、議論を重ねてきています。

委員の中からは、高校に行きたいと思う外国籍の生徒にはその機会を保障してほしい、外国人生徒を受け入れる場合、日本語指導の人員の確保などの支援体制の整備が必要である、といった御意見をいただいています。提言の素案では、特別入学枠の導入に向けて検討を進める必要があるとされています。

また、全国の夜間中学では、学齢期を超えた多くの外国籍の方も学んでおられるということから、外国籍の方を含めた学び直しのニーズ調査を新年度の予算に計上しています。

検討会議の提言を踏まえて、新年度の総合教育会議において、外国人特別枠を含めて、県立高校の在り方に関する基本方針などについて検討を進めていく予定です。

今後とも外国人の子供たちの学習環境の一層の充実、支援体制の構築に努めてまいります。

瘡師委員 外国人児童生徒の中には経済的な理由で進学したくても行けないという状況もあるかと思いますが、そういう意味では、私立高校の授業料無償化というのは大きな前進であるのかなと思います。

一方、公立高校でも、栃木県、群馬県、長野県、福岡県の4県で

は、定員は設けませんが面接などの外国人向け特別選抜というのを実施しておりますので、そういったところも調査研究をしていただいて、検討をしていただきたいと思いますと思っております。

今ほど、お話の中に夜間中学ということがございましたが、それについて質問をいたしたいと思います。文部科学省が都道府県教育委員会に夜間中学の設置を促しており、本県においても導入の可能性を探る調査に入るということであります。

確かに近年、小中学校における不登校の状態にある子供の数は増加の一途をたどっており、先ほどからも言っておりますが、義務教育の対象とならない外国籍の子供の数も右肩上がりですから、そういった人たちに学び直しや新しい学びの場がつけられることは有意義なことだと思えます。

ただ、昨年9月に県内市町村に対して行った調査では、住民からのニーズはなかったという結果にあるように、通り一遍の調査では、潜在ニーズを掘り起こしできないのではないかと考えます。不登校のまま形式的に卒業が認められた方、学齢期に不就学のまま経過してしまった方、途中で学びを中断してしまった外国籍の方は相当数いると思われそうですが、そういう人たちは表に現れにくいのではないかなと思います。

学びの気持ちを行動に踏み切るための受入れ態勢が必要であります。夜間中学の学びは、人生を豊かにする魅力にあふれていると、県民に広く発信していくとともに、どんなニーズがあるのかを細かく調査した上で、そのニーズに柔軟に応える必要があると考えますが、荻布教育長の所見を伺います。

荻布教育長 夜間中学は、義務教育を修了していない方や、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業された方、外国籍の方など、様々な背景を持つ方々に義務教育を受ける機会を実質的に保障し、学び直しなど多様な学びに応える役割が期待されております。

新年度においては、「夜間中学の学びは、自らの能力を高め、希望する進路を選択できることや、生きがいをもって心豊かに生きることにつながるものである」といったことを、チラシやホームページなど様々な媒体を通じて県民の皆さんに広く周知したいと考えております。

また、夜間中学については、就学を希望する方の志望動機や年齢層、必要となる外国語など具体的なニーズを把握した上で、教育環境の整備を検討することが必要と考えております。

新年度、学び直しのニーズ調査を実施するに当たっては、広く意見を求めるため、はがきつきのチラシですとか、SNSによるアンケート調査において使用する言語を多言語としましたり、直接関係団体に出向いて夜間中学の説明を行い、聞き取り調査を行ったりするなど、当事者だけでなく支援を行っておられる機関、団体の御意見も伺いながら、制度の周知とニーズの掘り起こしに努めたいと思っております。

今後、こうした調査の結果から把握した夜間中学に対するニーズに応えられるよう、市町村教育委員会や関係機関団体とも十分に協議検討を重ねてまいりたいと考えております。

瘡師委員 次に問いの4、城端線・氷見線の再構築について伺いたいと思います。

実施計画が国土交通省の認定を受けまして、計画された向こう10年間の再構築事業がスタートいたしました。知事の決断の下、事業再構築実施計画を昨年のうちに国に申請され、法改正後、全国初の認定にこぎ着けられた、田中交通政策局長はじめ担当の皆さんに敬意を表したいと思っております。これから、さらに協議が進められますが、県として調整役をどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで質問ですが、JR西日本からあいの風とやま鉄道に移管される時期は、新型鉄道車両導入が完了する、計画開始からおおむね5年後とされております。したがって、前半5年間の工程が利便性向上策に取り組む重要な期間と思われまひます。特にスタート段階の要は、どんな新型鉄道車両を配備するか、こういっただことが事業全体の根幹に関わるのではないかとと思ひます。

その選定によつて人的な問題、運行システムや細部の積算等が明らかになり、詰めの話合ひがなされると考えまひます。計画では電気式気動車を基本としていまひますが、新型鉄道車両導入の完了までをどのようなスケジュールで進めていかれるのか、田中交通政策局長に伺いまひます。

田中交通政策局長 新型鉄道車両については、昨年10月に開催しまひした第3回の再構築検討会において、委員の沿線市長から「車両は城端線・氷見線が変わつたという印象を一番受ける」との発言もございまひました。車両が新しくなると、沿線住民をはじめ県民の皆さんには、利用しやすく便利な路線になつたと実感していただけるのではないかとと思ひておひます。

車両については、電気式気動車などの新しいタイプの気動車とし、車両全面にオリジナルデザインを取り入れ、事業主体変更後の増便

も見据えて現行の24両から、10両増車の34両の導入を計画しております。

今後はまず、車両の仕様やデザインを検討した上で設計に着手することになりますが、設計に着手するまでにおおむね2年程度、その後、設計、製造に2年半程度の期間を見込んでおります。

車両の使用やデザインの検討は重要なプロセスであると考えており、県としては利用者が路線に愛着を持てる、乗りたくなる路線を目指して、沿線市や鉄道事業者と共に検討を進めてまいります。

瘡師委員 どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、交通系 I C カードのことについてでございますが、交通系 I C カード対応の自動改札が全国に普及しております。最近、首都圏のほうでは、インバウンドにも対応できる鉄道のクレジットカード決済が広がりつつあります。

このように、鉄道のキャッシュレス化が進む中、城端線・氷見線においても、おおむね2年後をめどに交通系 I C カード対応改札機を全駅に設置する計画となっております。これも利便性向上の大きな前進でありまして、期待をするところであります。

ただ、私、沿線の駅を見て回ったんですが、沿線の駅の約半分は無人化されておりまして、もともと券売機もなく、駅舎や待合室は簡易な造りの施設がほとんどでありまして、そのような放置されたような場所に交通系 I C カード対応改札機を設置することができるのかなという、どうしても東京の地下鉄をイメージしてしまいますので、何か素人感覚では、監視のない吹きさらしの場で、改札機の劣化が進むんじゃないかという感じもいたします。

その辺は、J R 西日本のノウハウにお任せなのかもしれませんが、

沿線の老朽化した駅舎の改修も含め、交通系 I C カード対応改札機の設置を機に、一部の駅舎で改修が必要なのではないかと思いますが、交通政策局長の所見を伺います。

田中交通政策局長 交通系 I C カードの対応ですが、キャッシュレス化による利便性の向上はもとより、既に交通系 I C カードに対応しております、あいの風とやま鉄道など他の路線とのシームレスな乗り継ぎが図られます。

新型鉄道車両の導入、運行本数の増加など、計画に位置づけた利便性、快適性向上に向けた事業の中では、この I C カードが最初の実現する取組になるものと考えております。I C カード改札機の整備に当たっては、J R 西日本が現地を調査した上で、駅舎の改修の必要性を含め、あいの風とやま鉄道の意見も踏まえて検討することになります。

J R 西日本に確認しましたところ、J R 西日本ではこれまで管内のいろいろな形態の駅に I C カード改札機を設置しており、今少しお話がありましたけど、無人でホームに待合室のみが設置されている駅についても設置した例があると伺っています。

具体的には待合室までの利用者の動線上に、雨風や雪を防ぐ囲いを設け設置されているというケースがあるそうでございます。具体の設置場所については、各駅の形態を踏まえて判断されるものと考えております。

県としましては、利便性向上のために設置する I C カード改札機がスムーズに利用いただけるよう、鉄道事業者や沿線市と共に協議してまいります。

瘡師委員 素人感覚では、吹きさらしな待合室に設置できるのかなと思っておりましたが、少しほっといたしました。どうもありがとうございました。

そして、この項の最後でございませけれども、利便性向上対策として進めるのは、今ほどありました新型鉄道車両、それから交通系ICカード、そのほかに運行本数の増加であるとか、最終的には直通化という4つの柱となっておりますが、4つそろえば全て事が運ぶというわけではございません。

沿線の人口減少が進む中、利用者を増やすには、各駅と市営バスの連結強化や新しい地域モビリティサービスとの連携など、住民と鉄道をつなげる施策や、駅周辺のまちの活性化、また観光資源を磨き上げるというようなことなど、まちづくりと一体となった取組が必要であります。

実施計画には盛り込まれていませんが、利便性に直結し、まちづくりに連動するキーワードとして、新駅の設置があると考えております。駅の効果は大きく、駅周辺の宅地開発を進め、観光誘客にもつながり、人の流れを変えます。

当初の実施計画にはなくとも、国の財政支援を受けられる事業と認識しておりますが、城端線・氷見線の沿線における新駅の設置の効果について、どのようにお考えか、新田知事の所見を伺います。

新田知事 新駅設置効果ですが、具体的な事例で申し上げますと、あいの風とやま鉄道においては開業以来2つの新駅をつくりました。

このうち、平成30年3月に供用を開始した高岡やぶなみ駅。周辺の土地区画整理事業による宅地開発、また、都市計画道路の新設などにより人口の増加が見込まれる地域に駅を設置することで、利便

性の向上とともに、利用者の増加による駅周辺地域の活性化が図られています。乗車人数は、平成30年に1日当たり307人でした。その後、毎年言いますと399人、378人、これはちょっとコロナで落ちました。でも、令和3年には451人、そして令和4年507人と順調に伸ばしているところがございます。

そして先日取りまとめた富山県地域交通戦略においても、駅を中心としたまちづくりや、駅の交通結節機能の強化を、施策の一つに位置づけています。

具体的な取組としては、市町村が策定するまちづくり計画に、地域の拠点として位置づけられた駅や改札口の整備、パーク・アンド・ライド駐車場や駐輪場の整備による駅へのアクセスの改善など、駅を中心としたまちづくりや交通結節機能の強化のための地域の取組を推進することとしています。

新駅の設置は、まちづくりの取組と連携が図られれば、沿線住民の利用はもとより、駅を中心とした新たな需要を取り込み、利用者の増加につながることから、大きな効果が得られると考えます。

県としては、沿線市において、駅を中心としたまちづくりの検討を進めていただき、その動向を踏まえて、城端線・氷見線の利便性の向上、活性化に努めていきます。

瘡師委員 どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問でございますが、子供の医療費助成についてでございます。

今回の県予算案では、子育て・教育関連事業に過去最高の407億円が計上され、子育て世帯や困難を抱える子供への支援に重点が置かれております。まさに、こどもまんなか社会の実現に向けた施策

と認識しております。

また、知事の八十八策の中に、県と市町村の垣根を壊し、「ワンチームとやま」で全県展開を推進とありますけれども、ではここで、市町村が県に重点事業として強く要望されておられる子供医療費助成制度の拡充については、どうあるべきなのか。

県内の各市町村では、子供医療費助成制度が実施されておりました、子供が安心して医療を受診できるよう支援体制を築いていますが、各市町村が独自に制度を運用しているために、対象年齢や一部負担金の額など、市町村の財政力等により対応が異なっております。

また、少子化対策・子育て支援の一環ということで、独自に実施する制度拡充が進んでまいりまして、かえって自治体間の競争をあおる結果となって、財政負担の拡大に拍車がかかる状況でございます。

こうした問題を解消し、県と市町村が一体となって、県内全域どこに住んでおっても、同じ制度の下で医療が受けられるよう、県内一律の子供医療費助成制度の創設が求められますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 子供医療費の助成についてですが、これまで通院の対象年齢を未就学児まで拡大するなど、支援の拡充に取り組んでまいりました。未就学児までが最も医療費がかかる年代でもあることから、県の支援対象としたわけであります。

この制度は子供の命と健康に関わることであり、また、少子化対策や子育て支援としても大きな意義があることから、全国の都道府県や市町村の財政力の差によって地域間の格差が生じないように、全国一律の包括的な制度を創設するなど、国の責任において行う施策

として取り組むべき課題であると考えています。

これまでも政府等への県の重要要望や全国知事会を通じて、所得や地域等に関係なく、誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、全国一律の子供医療費助成制度の創設について要望してまいりました。

こうした中で、昨年12月に公表された国のこども未来戦略では、子供医療費助成について、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するとされ、長年諦めずに要望してきたことが、一歩進んだものと思っています。

子供医療費の助成をはじめ、国が全国一律で行う施策と、県や市町村がその実情に応じてきめ細かに行う事業、これらがうまく組み合わせることで、より効果的な結果が出ると考えておりました、引き続き、あらゆる機会を通じて、国に対して強く働きかけてまいります。

瘡師委員 富山県はこうやっていますよという、インパクトの強い取組があってもいいのかなと思っております。その1案として、県内市町村の子ども医療助成制度の対象年齢は、富山市と上市町が通院、入院ともに15歳年度末、残り13市町村が通院、入院ともに18歳年度末となっております。

現在、県による財政支援は、先ほどお話があったように就学前まででありますけれども、全国都道府県における子供医療費に対する援助の実施状況からすると、上位の部類ではなくて、子育て環境日本一と胸を張れる状況とまではいかないんじゃないかと思います。

そこで、まず段階的に県の医療費助成制度を15歳までに拡充し、市町村が他の子育て支援策を行えるよう財政の余力を与えてあげる

べきではないかと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 「ワンチームとやま」連携推進本部会議においても、子供医療費の助成拡充については、いつも強い意見があります。市町村長さんから、来年度の協議テーマにするように要望をいただきました。

今年度の新たな連携推進項目の一つである、こども・子育て施策の連携強化について、市町村と共に協議を行った結果、県の新年度予算案に、市町村と新たに連携して取り組む10事業を計上しております。また、こども・子育て施策の強化に向けては、今後も市町村が行う新たな施策に対して、県として引き続き後押しする必要があると考えています。

このため、来年度の本部会議では、こども・子育て施策の連携強化について、引き続き連携項目として協議を続けます。この中で、子供医療費の助成についても協議を行い、令和7年度に向けて県の助成制度の見直し、拡充について検討してまいります。

なお、県も様々な子育て支援政策を実施しなければならず、財源に余裕があるわけではありませんが、拡充されることとなった場合に、市町村で浮いてくる財源については、ぜひとも、できれば市町村の新たなこども・子育て施策に活用していただき、県と市町村の子育て施策のベストミックスが実現されるように協議をしていきたいと考えております。

永森委員長 瘡師委員の質疑は以上で終了いたしました。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

なお、3月15日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 15 分散会